

報 道 資 料

平成21年4月23日

消費・生活安全課

担当：山菅、姫野

内線：3180・3182

政府所有米穀(輸入米)の販売等に使用する包装容器の 規格基準違反について(2報)

このことについて、本日、定例記者会見で発表しましたが、下記のとおり、知事から近畿農政局奈良農政事務所長あての命令を発しましたのでお知らせします。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第54条の規定により、「食品衛生法第18条第2項に違反する物」について回収を命ずる。